

令和 8 年度

檜山管内町職員採用資格(上級)試験案内

令和 7 年 4 月 3 0 日

(この試験は檜山管内町職員の「一般事務職上級」の採用資格試験です。)

この試験案内は檜山管内各町役場のホームページからダウンロードできます

- 【受 付 期 間】 令和 7 年 4 月 3 0 日 (水) ~ 5 月 3 0 日 (金)
【第 1 次 試 験 日】 令和 7 年 6 月 2 9 日 (日)
【試 験 会 場】 乙部町:「町民会館」(爾志郡乙部町字館浦 4-1)
【日 程】 8 : 5 0 (着席) ~ 1 4 : 3 5 (終了)

檜山町村会事務局

〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町 336-3 檜山合同庁舎内

電話 0 1 3 9 (5 2) 3 5 4 4 (直通)

1. 採用予定町

令和8年度中の採用予定町については別紙「令和8年度檜山管内町職員採用予定一覧表」を参考にしてください。

2. 試験区分及び職務内容

試験区分		職務内容
一般事務職	上 級	町長部局・教育委員会・議会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。

3. 受験資格（学歴は問いません）

試験区分	受 験 資 格
上 級	平成7年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

ただし、日本国籍を有しない方又は地方公務員法第16条各号に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条

第16条 次の各号いずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 試験方法及び内容

試験	種 目	解答時間	内 容
第1次	教養試験 9:00～11:00	120分	公務員として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験
	論文試験 11:15～12:15	60分	文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験
	総合適性検査 13:00～13:50	50分	事務（処理）能力についての択一式による筆記試験
	14:00～14:35	35分	パーソナリティ（行動パターン）択一式による筆記試験

5. 試験の日時、場所及び合格発表

日時等 試験	日 時	場 所		合格発表
		試験地	試験会場	
第 1 次試験	6 月 29 日（日） 8:50（着席）	乙部町	乙部町民会館	7 月下旬 檜山管内各町役場及び、檜山合同 庁舎に掲示（受験番号のみ）する ほか合格者には（封書）で通知し ます。
第 2 次試験	採用予定町より第 1 次試験の合格者に通 知します。			採用町より直接合格者へ通知

6. 受験手続および受付期間

受付期間	令和 7 年 4 月 30 日（水）～ 5 月 30 日（金）まで受け付けます。 （受付時間 9 時から 17 時 土曜日、日曜日、祝日は受け付けません） なお、郵送の場合は 5 月 30 日（金）の消印のあるものに限り受け付けます ので、十分注意してください。
申込書の 入手方法 （いずれかの 方法で入手し てください）	【配布場所】 ・ 檜山管内各町役場総務担当課 ・ 檜山町村会事務局（檜山郡江差町字陣屋町 336 の 3 檜山合同庁舎内） 【プリントアウト】檜山管内各町役場ホームページより様式をダウンロードし、 A4 サイズの用紙に両面印刷してください。 【郵送】封筒の表に「職員採用試験申込書請求」と朱書し、宛先を明記した 140 円切手を貼った角 2 サイズ（240mm×332mm）の大きさの返信用封筒（A4 用紙 が入る大きさ）を必ず同封してください。
必要書類	① 令和 8 年度採用 檜山管内町職員採用資格試験申込書 ② 写真 2 枚（申込書貼付用・受験票用） ③ 受験票返信用封筒（長形 3 号に 84 円切手を貼り、返信先を記入したもの）
提出方法 及び 提出先	必要書類は、 <u>檜山管内各町役場総務担当課又は檜山町村会事務局へ直接持参す るか、郵送の場合は必ず「特定記録郵便」で提出してください。</u> ※受験票は事務局で作成し送付します。 ※必要書類に記入漏れ等の不備がある場合は受付できませんのでご注意くだ さい。

7. 合格から採用まで

(1) 第1次合格者は、採用候補者名簿に登載され、第2次試験を経て合格者の希望及び成績に基づき、各町の任命権者が採用を決定いたします。

名簿は令和8年4月1日以降の採用に対するもので、有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間ですが、登載者全員が採用されるものではありません。

(2) 初任給、その他勤務条件等については、檜山管内各町の条例・規則により定められていますので、採用予定町役場総務担当課へ直接お問い合わせください。

8. その他

(1) 申込書の希望町欄は必ず町名を記載してください。

(2) 必要書類として提出する写真は、6ヶ月以内に撮影した本人であることが確認できるもの
(脱帽、上半身、正面向きの縦4cm、横3cm)を用意してください。

(3) 身体に障害のある方で、試験当日の受験に際して車椅子等を使用することについて、特に希望のある方は、あらかじめ檜山町村会事務局までご連絡ください。

(4) 昼食時間(12:15～13:00)は会場の外に出られませんので各自昼食をご用意願います。

(5) 受験票は6月上旬までに発送予定ですが、6月13日頃になっても送達のないときは、檜山町村会事務局まで問い合わせください。

(6) この試験について不明な点は、檜山管内各町役場総務担当課又は檜山町村会事務局までお問い合わせください。